

議案第8号

墨田区自転車の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

平成31年2月4日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区自転車の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部を
改正する条例

墨田区自転車の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和59年墨田区
条例第35号）の一部を次のように改正する。

目次中「第17条」を「第17条の3」に改める。

第16条の3第1項ただし書中「規則で定める第2種特定自転車駐車場」を「当該
自転車駐車場」に改める。

第3章中第17条の次に次の2条を加える。

（損害賠償）

第17条の2 公共自転車駐車場の施設又は付帯設備を毀損し、又は汚損した者は、
直ちに原状に回復し、又は区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。
ただし、区長がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免
除することができる。

（区の免責）

第17条の3 公共自転車駐車場内において、天災、盗難その他第三者の行為に起因
して生じた利用者等の損害については、区は賠償の責めを負わないものとする。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（提案理由）

全ての第2種特定自転車駐車場の当日利用に係る使用料について、利用終了時に納付することとするほか、公共自転車駐車場の施設等の毀損等に係る損害賠償義務及び公共自転車駐車場内における損害に係る区の免責について定める必要がある。